

各位

会社名 株式会社マックス・インベストメント

社会福祉法人に対する損害賠償請求事件の解決に関するお知らせ

弊社は、社会福祉法人に対して損害賠償請求を行っていましたが、示談が成立しましたので、お知らせします。

1. 損害賠償請求に至る経緯

弊社は有料職業紹介事業（厚生労働省許可番号：27-ユ-302403）を業としております。先般、社会福祉法人が運営する認定こども園に対して、弊社から求職者を紹介いたしました。しかしながら社会福祉法人は当該求職者を採用していたにも関わらず、弊社に対して当該事実を秘匿し、人材紹介手数料の支払いを免れていたことが発覚いたしました。これにより弊社は、社会福祉法人に対して違約金を含めた損害賠償請求を行いました。

2. 示談の内容

社会福祉法人が弊社に対し、損害賠償金として金 384 万 6546 円を支払うことで解決をいたしました。

3. 弊社事業責任者からのコメント

有料職業紹介は厚生労働省の許可事業であり、人材紹介を通して人材の流動化を図る事業です。人材が企業間を移動することで産業全体、ひいては国が発展し、雇用市場の活性化に寄与することを目的としております。また、弊社が主力事業として位置付けている保育士の人材紹介事業においては、約 170 万人の有資格者のうち 60%が保育士として就労をしていない「潜在保育士」であり、潜在保育士の発掘をすることで、待機児童の解消に寄与する事業であると、役職員一同は自身の業務・使命に誇りを持ち、日々紹介業務に邁進しております。

しかしながら本件のような契約違反行為は、有料職業紹介の根底を揺るがす行為であり、断じて容認することはできません。ましてや社会福祉法人や認可保育所等は、社会の模範となるべき公益性の高い法人であり公的事业です。このようなことは断じて許されるべきではありません。

お取引様におかれましては、有料職業紹介事業の意義について理解を深めていただき、円滑な採用活動及び健全なお取引を遂行していただくことをお願い申し上げます。

また、同業の有料職業紹介事業者におかれましては、本事業も公的事业（許可事業）でありますため、その根底が揺るがされることがなきよう、中抜きについては十二分の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。